

令和 年 月 日

共有者がいる場合には「持ち分」を御記載ください。

島名・福田坪一体型特定土地地区画整理事業

茨城県土木事務所長殿

権について

記

1 変動の概要

2 権利部分の位置見取図

2 権利部分の位置見取図

3 添付する権利を証する書類の名称

4 その他参考となる事項

この届出書記載のとおり権利の変動を認めます。

記 入 不 要

権 利 変 動 届 出 書 （裏）

- (注) 1 届出者又は土地所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を記載し、「生年月日」欄には記載しないでください。
- 2 土地が土地区画整理法第 100 条の 2 の規定により施行者が管理する宅地（保留地予定地等）又はその部分である場合においては、土地登記簿記載事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないことができます。また、変動の概要の表中「地番」欄は、画地番号を記載してください。
- 2 の「記事」欄記載例：保留地予定地 250 街区 10 画地 250.00 m²
必要に応じて権利内容を以下により追加記載
・「抵当権の内容については別添のとおり」
または「具体的に記載」
2 の「地番」欄記載例：10 画地
- 3 位置見取図についての注意
- (1) 申告のあった権利部分の全部につき権利の移転、消滅等の変動又は地積以外の変動であるときは、位置見取図に記載する必要はありません。
- (2) 申告のあった権利部分の一部を他に譲渡したり又は消滅したときは、その譲渡又は消滅に係る権利の目的となっている部分の位置を明らかにするため、次のことを位置見取図に記載してください。
- イ 権利の目的となっている部分の全部とこれに接する道路、水路等
ロ 譲渡又は消滅する権利の部分の周囲の長さ
ハ 譲渡又は消滅する権利の部分に建物、工作物等があるときは、大体の位置及びその形
- (3) 申告のあった同一土地所有者の連続する二筆以上の土地にまたがる権利で変動のあったものは、各筆ごとにその部分の位置を明らかにするため、次のことを位置見取図に記載してください。
- イ 権利の目的となっている部分の全部とこれに接する道路、水路等
ロ 各筆の地番界を明らかにし、各筆ごとの権利の譲渡又は消滅する部分の周囲の長さとし地積
ハ 権利の譲渡又は消滅する部分に建物、工作物等があるときは、大体の位置及びその形
- (4) 図面には、必ず方位を入れてください。
- 4 当該移転、変更又は消滅に係る当事者の連署が得られず、移転、変更又は消滅があったことを証する書面を添付するときは、その書面の名称（確定判決書、和解調書、調停調書、示談書、領収書等）を書き入れてください。
- 5 この書類を提出するときは、連署した者全員の印鑑証明（発行の日から 3 か月以内のもの）を添付してください。
- 6 記載に際しては、必ず墨又はインクを使用してください。
- 7 申告された権利の内容は、土地区画整理法第 84 条の備付簿書として利害関係者から閲覧又は謄写の請求があった場合は、これに応じることとなります。

